

事務連絡
令和8年5月15日

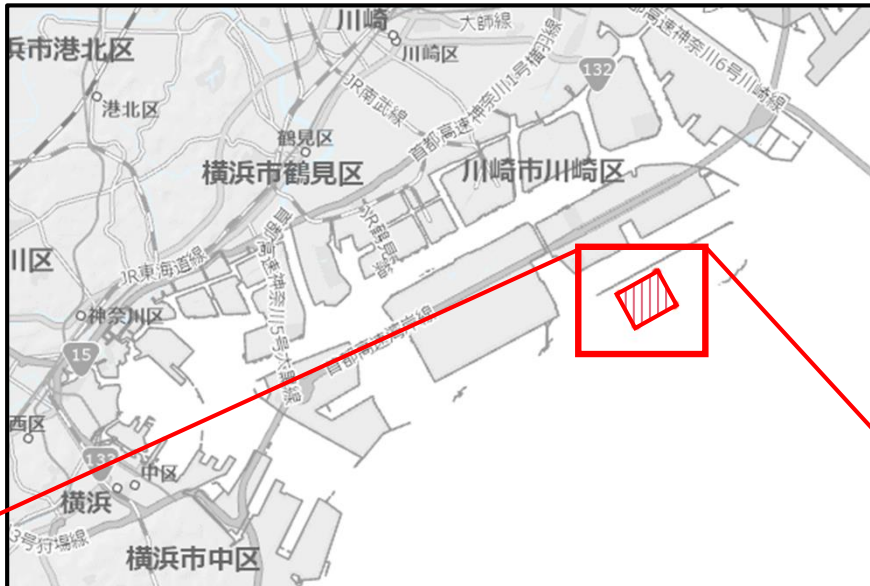
関係各位 へ

京 浜 港 長

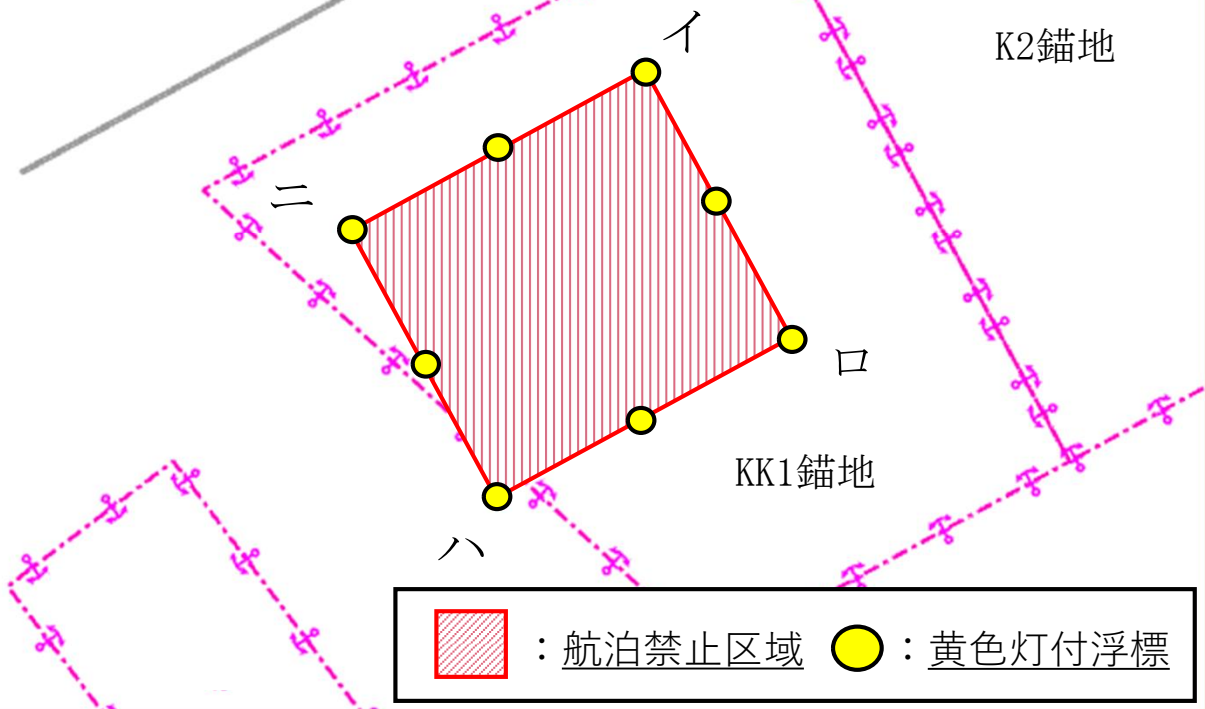
京浜港川崎区KK1 錨地の使用制限について

平素から航行安全業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、京浜港川崎区第2区東扇島沖（KK1 錨地）において土砂投入工事が実施されておりますところ、工事期間が延長となったことから、KK1 錨地の使用制限を継続いたしますので、あらためて貴所属船舶等に対して周知のほど宜しく申し上げます。



- イ 北緯35度28分57.6秒、東経139度45分50.0秒
- ロ 北緯35度28分40.9秒、東経139度46分1.1秒
- ハ 北緯35度28分30.7秒、東経139度45分39.0秒
- ニ 北緯35度28分47.4秒、東経139度45分27.5秒



<使用制限内容>
 K K 1 錨地の停泊可能隻数が9隻のところを4隻に制限して運用します。

<使用制限予定期間>
 令和8年5月15日から当分の間

お問合せ先
 横浜海上保安部航行安全課第一海務係
 〒231-0001 横浜市中区新港1丁目2-1